



令和7年度公害関係法令に係る 事業者説明会 ～自動車交通環境関係～



令和8年2月16日

川崎市環境局地域環境共創課

(044-200-2530)

01 自動車の駐車時における原動機の停止（アイドリング・ストップ）

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下、「市条例」）では、**自動車を運転する者**に対し、**自動車の駐車時に原動機の停止（アイドリング・ストップ）**を行うことを定めている（第102条）

【市条例における駐車定義】 ※緊急車両など除外規定あり

- ・客待ち、荷待ち、貨物の積み卸し、故障その他の理由により断続的に停止
- ・運転者がその場を離れてすぐに運転できない状態

○市条例では、**駐車場等の管理者は、利用者にアイドリング・ストップを行うよう呼びかけ、周辺環境に被害を与えないように努めることを定めている（努力義務）**（第103条）

○市条例では、**駐車スペースが500平方メートル以上の規模の駐車場の管理者は、アイドリング・ストップを実施する旨の周知することを定めている（周知の義務）**（第103条）

【周知方法】

放送、看板、書面、**ディスプレイ**などその他適切な手段

令和6年10月から追加

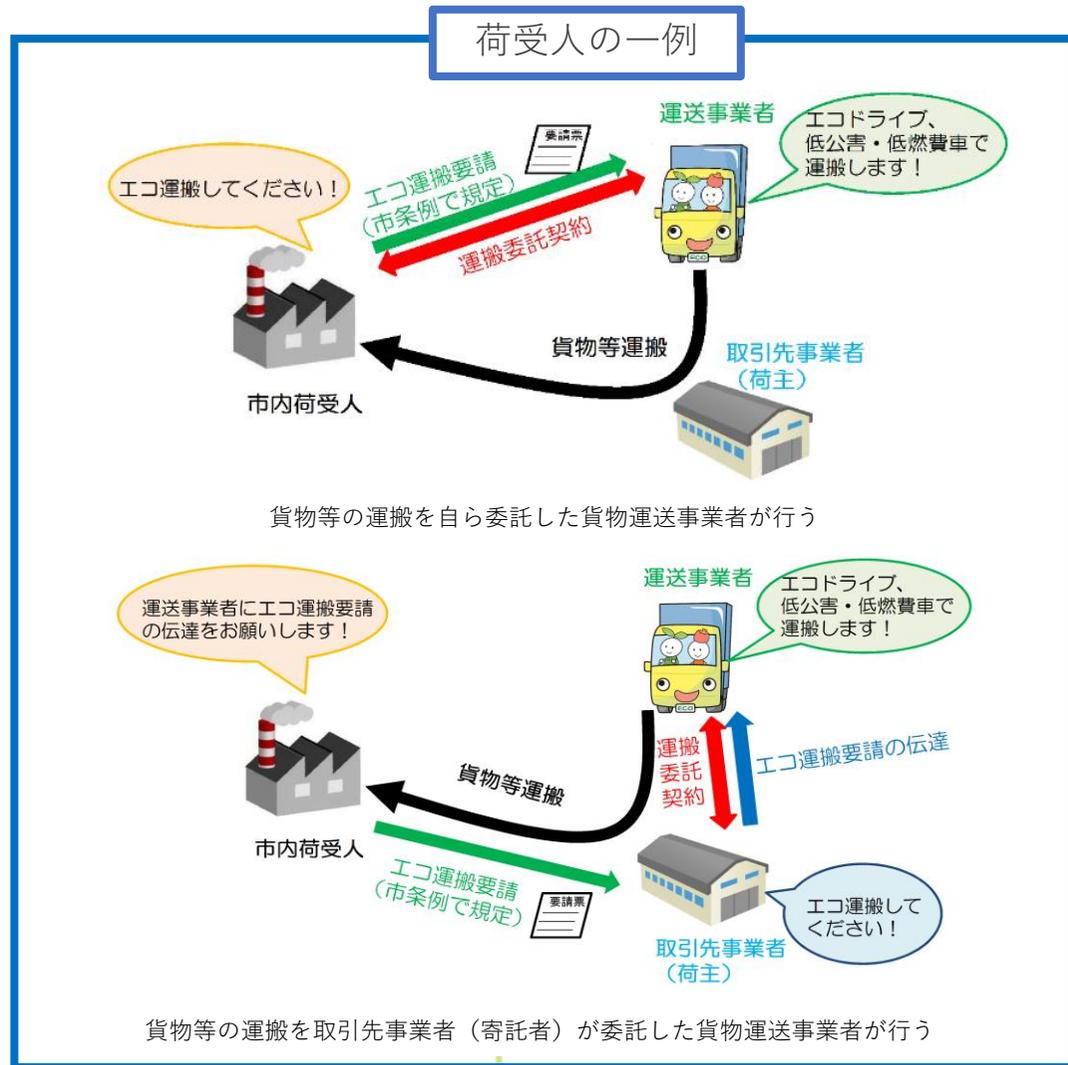
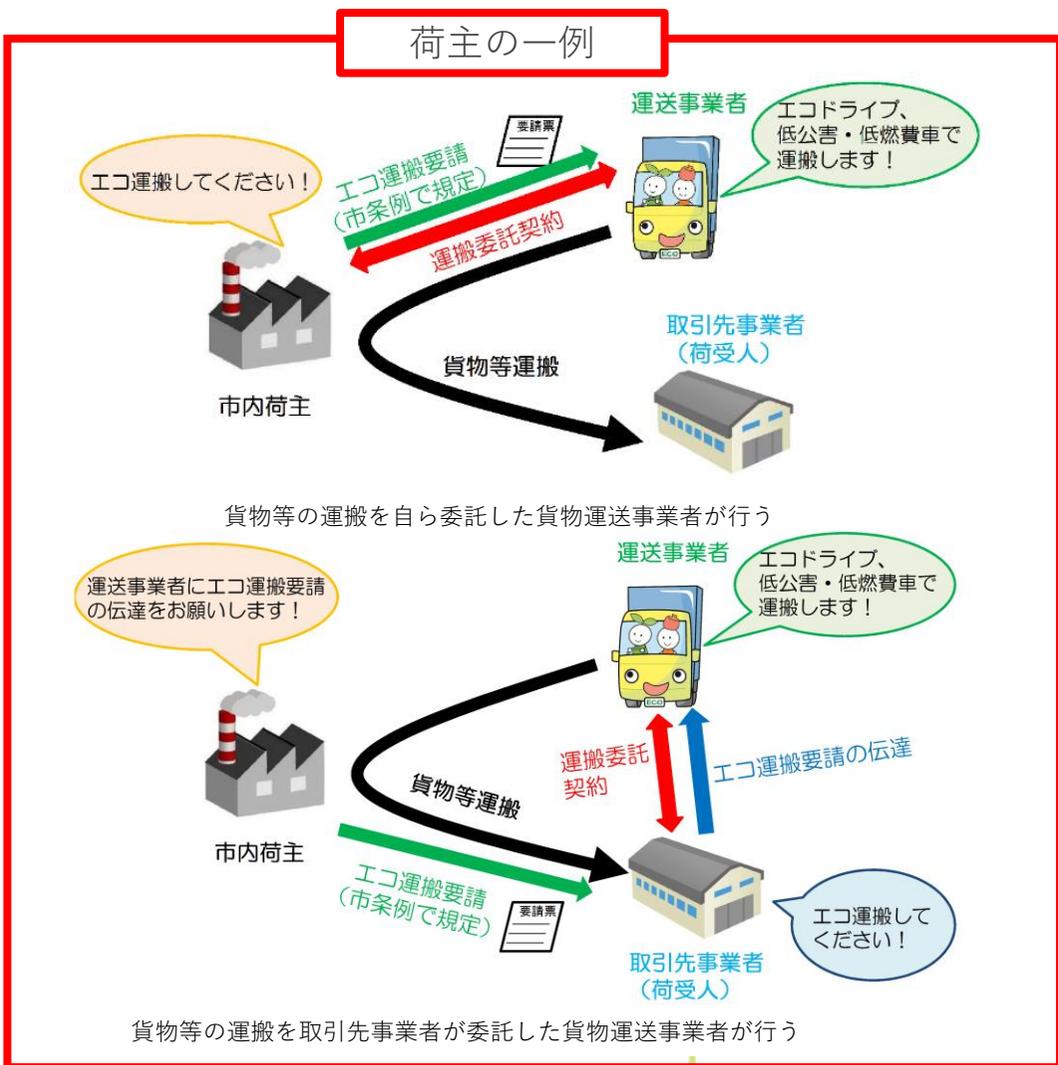


周知の例
(川崎市役所本庁舎)

アイドリングによる苦情が市にあった場合は、自動車を使用する事業者や駐車場の管理者へ**指導**や**勧告**を行うことがあります（第102条の2、第104条）

02 エコ運搬制度②

要請先は下図のとおり (※要請先の誤りに注意)



02 エコ運搬制度③

- 市内の荷主・荷受人⇒エコ運搬実施の要請について**努力義務**
- 指定荷主・指定荷受人⇒次の3つを**義務**としている（市条例 第99条の2）

1. **エコ運搬実施の要請**
2. **要請書面等の保存（3年間保存）**
3. **要請実施状況の報告（毎年7月末までに前年度分を報告）**

指定荷主及び指定荷受人の該当要件

- ・ **製造業者のうち、事業所の敷地面積が10,000m²以上**
- ・ **倉庫業者のうち、事業所の有効面積が30,000m²以上、または有効容積が計30,000m³以上**
- ・ **廃棄物処理業者のうち、施設の1日当たりの廃棄物処理能力が300t以上または300m³以上**

指定荷主・指定荷受人に対しては、**10年に1回程度**、
または**要請率が低い**場合などに**市が立入調査**を行います

※指定荷主・指定荷受人に該当する可能性があり、要請や報告を行っていない場合は、地域環境共創課まで連絡をお願いします

03 かわさきエコドライブ宣言登録

エコドライブを行っている方、これからエコドライブを行おうと思っている方は、「**かわさきエコドライブ宣言**」に登録をお願いします

- ・登録していただいた方に**宣言登録証、ステッカー、リーフレット**等を送付
- ・公表に同意した**事業所名を市ウェブサイト**に公表

○宣言者数（令和7年3月31日時点）

事業所・団体	2, 747
在勤・在市民	8, 540
宣言登録台数	60, 011

○対象者

- ・川崎市内の事業所・支店等
- ・川崎市内の団体
- ・川崎市在住もしくは在勤の方

※川崎市内の事業所等に荷物を搬出入する市外事業者も可

※エコ運搬制度の「エコドライブを行う旨の表示」への対応として
上記のエコドライブステッカーを用いることも可能



エコドライブステッカー（乗用車とトラック用の2種類あり）

申込はこちらから



川崎市ウェブサイト

事業所内等におけるエコドライブの推進役となる人材の育成に向けて
エコドライブの効果が学べる講習会を対面・オンラインのハイブリッドで開催

【演題】

知らないと損する！ 燃費目標は逆効果？
エコドライブ成功の秘訣は“行動の見える化”にあり！

講師：エコドライブ研究所 代表 福田慎太郎氏

7年間トラックドライバーを経験後、
平成20年に自動車学校に就職
平成29年にエコドライブ研究所を設立
自治体や企業の研修など多数講演を実施

アーカイブ動画配信中 令和8年2月27日（金）まで（対面開催：令和7年10月30日）

講習会を視聴後、アンケートに回答いただいた方へ**受講証明書**を交付します

○今年度の受講者の感想（一部）

- ・エコドライブの考え方が全く違った切り口で目から鱗でした
- ・エコドライブの本質が自分なりに理解できました
- ・とても説明が丁寧で理解しやすかったです

申込はこちらから



川崎市ウェブサイト

05 産業道路クリーンライン化キャンペーン①

二酸化窒素の濃度が高くなりやすい**毎年11月から翌年2月**にかけて、**産業道路を利用する事業者**に対し、エコドライブなど環境にやさしい行動に取り組むよう呼び掛ける「**産業道路クリーンライン化キャンペーン**」を実施

キャンペーンにエントリーした事業所は
取組期間中に選択した自主的取組を実施

- ◆ **環境にやさしい自動車**を使う
- ◆ **エコドライブ**を実施する
- ◆ **中央寄り車線**を通行する（環境レーン）
- ◆ **公共交通機関**を利用する
- ◆ **う回ルート**を選ぶ（環境ロードプライシング） など

キャンペーンにエントリーした**事業者名は市のウェブサイト**に掲載するほか、川崎区内を走行する**バス車内広告**に掲載



05 産業道路クリーンライン化キャンペーン②

キャンペーンへの参加方法

- 申込方法：登録申込フォーム（市ウェブサイトから電子申請）
【申込期日：令和8年2月28日（土）】
（ポスターへの事業者名掲載については受付を終了しております）

申込はこちらから



川崎市ウェブサイト

バス車内ポスター掲載期間

- 川崎市バス：令和7年11月28日（金）～令和8年2月27日（金）
- 川崎鶴見臨港バス：令和8年1月7日（水）～令和8年2月3日（火）

令和7年度ポスター



バス車内広告



事業者の皆様が**自動車に係る環境配慮行動**に取り組んでいただくための内容を案内



これまで自動車を使用・手配する事業者の皆様のご協力により、市内の大気環境は大きく改善されてきました。その一方で、地球温暖化についてはますます深刻化し、気候変動による自然災害の激甚化などの影響が生じています。

自動車の使用に係る環境配慮は、大気環境対策に資するとともに、地球環境対策にもなるだけでなく、燃料使用量の削減や安全運転にもつながるなどの様々な効果が見込めます。

また、事業者の皆様が環境に配慮した様々な取組は、環境の改善だけでなく、事業の効率化やイメージアップにもつながります。

この度、「川崎市交通環境配慮行動メニュー」の改訂を行い、事業者の皆様が自動車に係る環境配慮行動に取り組んでいただくための内容を整理しました。

環境に配慮した取組について、御理解を深めていただくとともに、一層推進していただきますようお願いいたします。



パンフレットの構成

1 組織マネジメント

組織を適正に運営しながら環境に配慮し、コスト削減につながる取組を実施するための組織マネジメントを紹介

2 機器・システム導入

環境に配慮した取組を実施するために必要な各機器やシステムの導入、様々な補助制度や事業内容、次世代自動車の普及に向けた新たな取組を紹介

3 物流効率化

物流を効率的かつ安全に実施していくために必要となる各情報や関連する内容について紹介

市役所窓口で配布しているほか
川崎市ウェブサイトからも閲覧できます